

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 株式投資の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

2. 公社債投資の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

3. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」などのリスクおよび留意点があります。

4. 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

5. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当額の解約申込があった場合には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

お申込メモ

| | |
|----------|--|
| 商品分類 | 追加型投信／海外／資産複合 |
| 信託設定日 | 平成17年11月25日(金) |
| 購入・換金不可日 | ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所もしくはシンガポール証券取引所、またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金の申込みの受け付けは行いません。 |
| 購入単位 | 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 決算日／収益分配 | 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針にもとづき収益の分配を行います。(再投資可能) |
| 収益分配方針 | 経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)などから分配を行います。 原則として、毎月、組入れ債券の利金収入、株式の配当収益などを原資とし、安定した分配を行うことを目指します。また、組入れ債券、株式の値上がり益などを原資として、四半期毎(2月、5月、8月、11月の決算時)に上乘せの分配を行うことを目指します。 なお、分配対象額が少額の場合などには、上記の分配を行わないことがあります。 |
| 換金単位 | 1口単位。換金代金は、換金申込受付日から起算して原則として5営業日目から販売会社でお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに受け付けたものを当日の申込分とします。 |

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 直接ご負担いただく費用

購入時手数料 購入金額に応じて下記の手数料率を乗じて得た金額とします。
(購入金額: 申込受付日の翌営業日の基準価額 ÷ 10,000口 × 申込口数)

| 購入金額 | 手数料率 |
|----------------|------------------|
| 1,000万円未満 | 3.150% (税抜3.00%) |
| 1,000万円以上5億円未満 | 2.100% (税抜2.00%) |
| 5億円以上10億円未満 | 1.050% (税抜1.00%) |
| 10億円以上 | 0.525% (税抜0.50%) |

換金時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

■ 間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬) 日々の純資産総額に対して年率1.848%(税抜1.760%)

その他の費用・手数料 監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用など(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)を間接的にご負担いただく場合があります。

※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

ファンドの関係法人

| | |
|--------|---|
| 委託会社 | UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会 : 社団法人投資信託協会、 社団法人日本証券投資顧問業協会 |
| 投資顧問会社 | UBSグローバル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド 「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の中華圏およびインドのサブ・ポートフォリオを構築します。 また当マザーファンド全体のポートフォリオを構築します。 UBS AG,UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) 「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」のロシア・東欧およびブラジルのサブ・ポートフォリオを構築します。 UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク 「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」のポートフォリオを構築します。 |
| 販売会社 | 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号 加入協会 : 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 受託会社 | 住友信託銀行株式会社(信託財産の管理・保管等) (関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」に商号を変更する予定です。) |

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。